

令和元年度 中山間地域等直接支払制度実施状況

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件の不利な地域に対して、農業生産活動などの維持や国土保全を目的に交付金が交付され、「集落」が受け取ります。集落は協定に参加している農業者等で組織・運営され、協定参加者の同意のもと、自らの手で目的達成のためにさまざまな「共同取組活動」を計画・実施しています。

◎集落協定の概要

集落協定数	1集落(忠類集落)	
協定参加者	79名(町内73名 町外6名)	
交付金交付対象面積	26,411,045㎡	
令和元年度交付金総額	39,616,567円	
内訳	個人交付額(30%)	11,621,149円
	共同取組活動(70%)	27,995,418円

【忠類集落としての取り組み内容】

- ・コントラクター事業の実施
- ・国道沿いに景観作物の植栽
- ・農場環境整備
- ・農業用廃棄物の適正処理
- ・防疫業務の実施
- ・水路、農道等の管理・補修など



コントラ事業を運営し、飼料作物を効率的に収穫します



農業用廃棄物の適正処理に取り組んでいます



国道236号線沿いを景観作物で彩ります

○コントラクター事業利用実績 ()内はH30実績

【 】内は戸数の内TMRセンター数

作業内容	利用面積	戸数
1 番草収穫作業	2,237.87ha (2,107.32ha)	20戸【3】 (21戸)【3】
2 番草収穫作業	1,352.11ha (1,728.6ha)	15戸【3】 (20戸)【3】
デントコーン収穫作業	783.3ha (806.14ha)	18戸【3】 (21戸)【3】

「中山間地域等直接支払制度」の実施状況については、北海道中山間地域等直接支払交付金実施要領第12の2及び3により、市町村及び北海道において公表することと定められています。